

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり

(2) 社会資本整備の推進 ⑥持続可能な水道システムの構築

国への提案事項

1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 県内水道事業の経営基盤を強化し、持続可能な水道システムを構築するため、統合を機に交付される交付金や地方交付税などの予算を確実に確保するとともに、交付金の時限措置の延長など財政措置の拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるため、各水道事業の給水原価の格差解消に向けて、条件不利地域などの水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2 工業用水道事業の運営基盤の強化と供給分野の拡大

- 受水企業の負担軽減のため、管路更新(施設の強靱化)に対する補助金の確保や、撤退負担金における固定費(浄水場等の運転管理費など)の取扱いを示すこと。
- データセンターの大規模な工業用水のニーズに対応できるよう、工業用水道事業法に定義されている「工業」の業種にデータセンターを追加すること。

【提案先省庁:総務省、経済産業省、国土交通省】

現状／広島県の取組

- 1 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 本県では、県内水道事業の経営基盤を強化し、持続可能な水道システムを構築するため、県と14市町で「広島県水道広域連合企業団(以下「水道企業団」という。)」を設立し、令和5年度から事業を開始している。
 - 水道企業団においては、広域計画に基づき、統合を機に交付される(令和5年度から令和14年度までの10年間)水道事業運営基盤強化推進事業(広域化事業)を活用し、施設の再編整備や業務効率化を進めている。
 - 水道企業団に参画している14市町の水道事業間では、給水原価に最大2.4倍の差があり、当面、各水道事業での料金を維持しながら、制度や業務系システムの統一などの一元化に向けた取組を進めている。

課題

- 1 水道広域連携に係る財政措置の拡充
- 統合効果を発揮するため、10年間の集中投資により、施設の再整備等を進めていくこととしているが、令和7年度交付金の内示状況は、補正により総額は確保されているものの、当初では要望額から大幅に下回り、計画的な執行ができていない。
 - 物価高騰の影響などにより、施設整備費用が大幅に増加し、整備期間の長期化が見込まれている。
 - 業務系システムの統一に向けて、サービス利用型でシステムを構築しており、高騰するライセンス料などの維持管理費用が負担となっているが、交付金の対象となっていない。
 - 給水人口や水源からの距離など、地理的要因に起因する給水原価の格差を解消するための交付率の嵩上げなど、条件不利地域の水道事業に配慮した財政措置がない。

【課題解決に必要な財政措置】

区分	現状
交付金の時限措置の延長	10年間の時限措置
条件不利地域の水道事業に対する交付金措置など更なる財政措置の拡充	条件不利地域の水道事業に特化した財政措置がない
交付金の交付率の嵩上げ	交付率一律1/3
一般会計繰出金に係る交付税措置率の嵩上げ	普通交付税措置率60%
交付金等の要件緩和や補助対象経費の拡充	補助対象経費はハード整備費用が中心で、ライセンス料など維持管理費は対象外

4 県民の安全・安心な暮らしの基盤づくり
(2) 社会資本整備の推進
⑥ 持続可能な水道システムの構築

現状／広島県の取組

- 2 工業用水道事業の運営基盤の強化と供給分野の拡大
- 企業の撤退や給水量の減少などにより、給水収益が減少する一方、老朽化に伴う管路の更新需要の増加が見込まれていること、給水量の減少に応じて施設規模を最適化してもなお直ちに削減できない固定費用(浄水場等の運転管理に係る費用や企業債利息など)があることから、将来の料金値上げが避けられない状況にある。
 - 工業用水道事業法において、「工業」とは「製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」とされている。「工業」以外の業種の企業等への供給は、雑用水の供給として暫定的に認められているため、工業用水道施設の余剰を活用して、雑用水として暫定的に送水している。また、県内にデータセンターの立地予定があり、このデータセンターに対しても同様の雑用水の供給を予定している。

課題

- 2 工業用水道事業の運営基盤の強化と供給分野の拡大
- 管路の更新需要が増加する中、近年の工業用水道施設の強靱化事業(既設管を耐震適合管へ布設替えする事業を含む。)への補助金は十分とはいえないことから、強靱化事業に対する更なる財政支援が必要である。
※今後の工業用水道の更新投資約1,000億円/年に対して、工業用水道事業費補助金は約30億円/年
 - 令和7年5月に、経済産業省から、撤退負担金の考え方が示されたが、施設規模を最適化してもなお直ちに減らすことができない浄水場等の運転管理に係る費用や企業債利息などの固定費用の取扱いについては、今後の検討事項とされており、撤退負担金に係る詳細な制度設計が必要である。
 - 雑用水の供給は、暫定的な取扱いであり、別途「工業」の企業等から工業用水の申し込みを受けた場合は優先権がなく、安定的な供給を保証されない懸念があることから、工業用水道事業法に定める「工業」の適用範囲の見直しが必要である。

